

ナショナルミニマムに関する議論の参考資料

憲法25条について

日本国憲法(昭和二十一年憲法)第25条

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(1)「生存権」の法的性格について

①プログラム規定説

- － 憲法25条は国の政策的目標ないし政治道徳的義務を定めたものであって、個々の国民に具体的な請求権を保障したものではないとする説。

②法的権利説

- － 憲法25条は国民の「権利」を保障し国の法的義務を定めたものであるとする説。

②－ i 具体的権利説

- － 「法的権利説」のうち、憲法25条を直接の根拠として裁判所の給付判決を求めうる、とする説。

②－ ii 抽象的権利説

- － 「法的権利説」のうち、憲法25条を直接の根拠として裁判所の給付判決を求めることはできず、国が25条を具体化する立法をしない場合に国の不作為の違憲確認訴訟を提起できるのみとする説。

(2)第一項と第二項の関係について

①一項二項一体説

- － 第1項と第2項を同一の射程をもつものとして一体的に捉える説。

②一項二項分離説

- － 第1項による施策を「救貧施策」、第2項による施策を「防貧施策」とし、前者については厳格な審査基準が妥当するが、後者については裁量権の行使を著しく誤り裁量権の範囲を逸脱した場合に限って違憲となるとする説など。

※憲法第二十五条等を引用する法律について

①生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)

(この法律の目的)

第一条

この法律は、**日本国憲法第二十五条**に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

②国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)

(国民年金制度の目的)

第一条

国民年金制度は、**日本国憲法第二十五条第二項**に規定する理念に基き、老齡、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

③その他

最低賃金法で「健康で文化的な最低限度の生活」、公営住宅法、母子及び寡婦福祉法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法等において「健康で文化的な生活」という用語を用いている。

※ワイマール憲法(1919年)

第151条第1項:

経済生活の秩序は、**すべての者に人間たるに値する生存を保障する**目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は確保されなければならない。

(出典:浦部法穂「全訂憲法学教室」(日本評論社、2000))

社会保障制度に関する勧告(昭和25年社会保障制度審議会)

日本国憲法25条を受け、「社会保障制度に関する勧告」(昭和25年10月16日社会保障制度審議会)では、社会保障制度について概ね以下のような考え方を提示している。

- 日本国憲法25条の規定は、国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があることを明らかにしている。
- いわゆる「社会保障制度」とは、困窮の原因に対し、保険又は直接公の負担において経済保障を図り、生活困窮に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることである。
- 国家が責任をとる以上は、国民もまた、社会連帯の精神に立って、それぞれその能力に応じてこの制度の維持と運用に必要な社会的義務を果たさなければならない。
- 社会保障の中心は、自らそれに必要な経費を負担する社会保険制度としつつ、保険制度のみでは救済し得ない困窮者に対しては、国家が直接扶助し、その最低限度の生活を保障しなければならない。更にすすんで、国民の健康の保持増進のための公衆衛生、国民生活の破綻を防衛するための社会福祉行政の拡充を同時に推進しなければならない。

(参考) 社会保障制度に関する勧告(昭和25年社会保障制度審議会)(抜粋)

- 日本国憲法第二十五条は、(1)「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(2)「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、規定している。これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これはわが国も世界の最も新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより、旧憲法に比べて国家の責任は著しく重くなったといわねばならぬ。
- いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。このような生活保障の責任は国家にある。国家はこれに対する総合的企画をたて、これを政府及び公共団体を通じて民主的能率的に実施しなければならない。この制度は、もちろん、すべての国民を対象とし、公平と機会均等とを原則としなくてはならぬ。またこれは健康と文化的な生活水準を維持する程度のものたらしめなければならない。そうして一方国家がこういう責任をとる以上は、他方国民もまたこれに応じ、社会連帯の精神に立って、それぞれその能力に応じてこの制度の維持と運用に必要な社会的義務を果さなければならない。
- 一、国民が困窮におちいる原因は種々であるから、国家が国民の生活を保障する方法ももとより多岐であるけれども、それがために国民の自主的責任の観念を害することがあってはならない。その意味においては、社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない。二、しかし、わが国社会の実情とくに戦後の特殊事情の下においては、保険制度のみをもってしては救済し得ない困窮者は不幸にして決して少くない。これらに対しても、国家は直接彼等を扶助しその最低限度の生活を保障しなければならない。いうまでもなく、これは国民の生活を保障する最後の施策であるから、社会保険制度の拡充に従ってこの扶助制度は補完的制度としての機能を持たしむべきである。三、しかしながら、社会保障制度は前述のような措置だけではいけない。更に、すすんで国民の健康の保持増進のために公衆衛生に対する行政や施設を同時に推進しなければならない。更にまた、国民生活の破綻を防衛するためには社会福祉行政も拡充しなければならない。社会保障制度は、社会保険、国家扶助、公衆衛生及び社会福祉の各行政が、相互の関連を保ちつつ総合一元的に運営されてこそはじめてその究極の目的を達することができるであろう。